

まごころ共済

自動車事故費用共済

- 人身事故を起こした場合、特に過失の割合が大きい場合、相手側へ「誠意」を示すものとして、例えば、お見舞いに菓子折りや果物を持って行ったり、死亡事故の場合は、香典を持って行ったり、生花を供花したりします。
- このような自己負担への補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。
- まごころ共済は、このような経済的負担をサポートする共済です。

わずかな掛金で安心運転

自動車保険等に関係なく契約者(あなた)にお支払い

普通車 (月々) **1,000円** 軽自動車 (月々) **550円**
(年払いはさらにお得です)



宮崎県火災共済協同組合

もし加害者になってしまったら…

あなたの誠意をカタチに県共済が応援します。

もしものとき…お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか？
もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…
人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済のまごころ共済です。

1 補償対象 (限度額の範囲内で支給)	
相手側が死亡した場合	相手側が入通院した場合
<ul style="list-style-type: none"> ・香典 ・供花料 ・葬儀費用 ・宿泊交通費 ・弁護士費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見舞い費用 (菓子折り、果物、生花などの代金) ・宿泊交通費 ・弁護士費用

2 補償内容 (共済金300万円契約の場合)	
(1)〈負傷者が相手側の場合〉※契約者側に過失がある場合	
死亡共済金 (注1)	臨時費用共済金として 30 万円支給 (一時金) ※ 30 万円超過して支払った場合に 300 万円の範囲内で 30 万円差し引いた額を支給
後遺障害共済金	障害級別で算定された 12~300 万円を限度として実費を支給
入通院事故共済金 (注2)	相手側が 3 日以上入通院した場合 入通院臨時費用共済金 3 万円支給 (一時金) ※ 3 万円を超過して支払った場合に限度額の範囲内で 3 万円差し引いた額を支給
(2)〈負傷者が契約者側の場合〉	
死亡共済金 (注1)	300 万円支給
後遺障害共済金	障害級別で算定された 12~300 万円の定額を支給
入通院事故共済金 (注2)	(一人あたり) 入院日額 4,500 円 通院日額 2,250 円 ※1 事故につき入院、通院合わせて 1 日最高 18,000 円

※共済金は、1事故の総計300万円が限度です。(特約を除く)(注1)事故の日から180日以内で死亡の場合(1事故につき)(注2)365日分または300万円限度

特 約	
対物事故共済金特約 (1事故につき)	30,000円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(共済期間内に1回)

あなたが人身事故を起こしたとすると


お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

- 示談交渉までにとるべき措置としては
 - ・死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
 - ・傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、誠意のあることを態度で示す必要があります。
- 示談交渉をはじめる時期は
 - ・死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
 - ・傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

こんな時にお支払いをします。


追突事故を起こして



※相手側2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。
※相手側の車両に20,000円以上の損害があった。
(相手)入通院臨時費用30,000円(一時金)
対物特約 30,000円
計60,000円を契約者にお支払い。


自分が追突されて

※全く契約者に過失が無い場合



※自分が20日通院、相手側1名(運転手)が死亡した。
(自分)入通院事故共済金2,250円×20日=45,000円(定額払い)
(相手)お支払いできません。
計45,000円を契約者にお支払い。


自損事故を起こして



※電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
対物特約30,000円を契約者にお支払い。


●一時金として3万円支給、3万円超過して支払った場合に限度額の範囲内で一時金3万円を差し引いた額を支給(限度額は、お問い合わせください。)

出会い頭の事故を起こして



※相手側1名(運転者)が30日、自分が20日通院した。
※相手側の車両に20,000円以上の損害があった。
(自分)入通院事故共済金2,250円×20日=45,000円(定額払い)
(相手)入通院臨時費用30,000円(一時金)
対物特約 30,000円
計105,000円を契約者にお支払い。

歩行者をはねて死亡事故を起こした



※相手側が死亡した。
(相手)死亡臨時費用300,000円(一時金)を契約者にお支払い。

●(相手)一時金として3万円支給、3万円超過して支払った場合に限度額の範囲内で一時金3万円を差し引いた額を支給(限度額はお問い合わせください。)

●一時金として30万円支給、30万円超過して支払った場合に300万円の範囲内で一時金30万円を差し引いた額を支給

- この制度の特長**
- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
 - 2 お支払いは迅速です。必要な費用・例えば香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
 - 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
 - 4 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
 - 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。

(共済金額 300万円契約の場合)

車種	ナンバープレート	プレートの色	年掛掛金	月掛掛金
① 自家用乗用自動車	3・5・7	白	10,000	1,000
② 自家用軽乗用自動車	5	黄	5,500	550
③ 自家用普通貨物自動車(2t超)	1	白	17,500	1,750
④ 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	白	14,500	1,450
⑤ 自家用小型貨物自動車	4	白	10,000	1,000
⑥ 自家用軽貨物自動車	4	黄	5,500	550

ご契約できない車両

事業用軽自動車 共済あり 300 あり 6	事業用自動車 共済あり 300 あり 6
左記以外の車種	二輪車 共済あり 300 あり 6

注) 車種がご不明な場合は車検証にてご確認ください。③④の重量は最大積載量です。一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

まごころ共済ご契約にあたってのご注意

共済期間について

1. 共済期間は1年間です。
2. 責任の開始は、共済証書に記載された日の午前0時からとします。
3. 共済掛金の払込みに関する特約による当該契約は、共済期間満了の日から2週間前までに特に通知のない限り更新継続されます。

運転者の範囲は

個人でご契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 上記以外の届出運転者(2名まで)

個人事業所(屋号記載)契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族(事業所と住居の住所が同じ場合に限りです。)
- ③ 共済契約者が雇用する者
- ④ 上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- ① 共済契約者(理事、取締役など)
- ② 共済契約者が雇用する者
- ③ 上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済にご加入いただく場合は、一口100円の出資金をお預かりいたします。

お支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院事故共済金。
3. 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院事故共済金。
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
7. 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。

8. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に事故の通知がなかったとき。

-対物事故共済金特約-

1. 事故の原因が共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
3. 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
4. 事故の原因が戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
5. 事故の原因が地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。

ご契約の際のご注意

1. 告知義務

(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)

共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故については、共済金をお支払いできないことがあります。

2. 共済契約の無効

共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

3. 共済掛金領収前に生じた事故

共済掛金口座振替特約などの特定の特約を付帯したご契約の場合を除き、共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後のご注意

1. 通知義務

(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)

共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、共済金がお支払いできない場合があります。

お申し込み手続きは簡単です

ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入いただき、ご押印のうえご提出ください。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。



お問い合わせ・お申込み

宮崎県火災共済協同組合

住 所 / 宮崎市松橋2丁目4番31号(宮崎県中小企業会館4F)
TEL / 0985-24-1424 FAX / 0985-23-9001

●お取り扱い代理所

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。